

令和5年度

宮城県仙台南高等学校同窓会

総 会 資 料

令和5年9月30日

総 会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 校長あいさつ

4 議長選出

5 報 告 ・ 協 議

(1) 報 告

- ① 令和4年度事業報告
- ② 令和4年度決算報告
- ③ 令和4年度会計監査報告
- ④ その他

(2) 協 議

- ① 令和5年度事業計画（案）
- ② 令和5年度会計予算（案）
- ③ その他

6 閉 会

令和4年度事業報告

月 日	曜日	活動内容	会 場	備考
4. 8	金	第46回入学式	仙台南高等学校	
5. 28	土	第1回役員会	仙台南高等学校	
7. 23	土	第2回役員会	仙台南高等学校	
10. 1	土	第3回役員会	仙台南高等学校	
10. 26	水	監査	仙台南高等学校	
10. 29	土	総会	仙台南高等学校	
11. 19	土	第4回役員会	仙台南高等学校	
1. 8	日	成人祝賀会	仙台南高等学校	
2. 13	月	新幹事顔合わせ	仙台南高等学校	
2. 28	火	同窓会入会式	仙台南高等学校	
3. 1	水	第44回卒業式	仙台南高等学校	
3. 25	土	タオル審査会	仙台南高等学校	

その他活動内容

- 在校生支援 全国大会東北大会出場表示板・褒賞金授与
- ホームページによる広報
- 卒業生へ卒業証書ホルダー贈呈
- 組織の充実

令和4年度 宮城県仙台南高等学校同窓会会計 決算書

1 収入

令和5年3月末日(単位:円)

項 目	本年度予算額 A	決算額 B	比 較 B-A	摘 要
1 会 費	3,013,200	3,003,000	△ 10,200	第Ⅰ期 @1,800×835名 第Ⅱ期 @1,800×829名 在籍異動 △4,800
2 入 会 金	556,000	556,000	0	@2,000×278名
3 雑 収 入	3,083	23	△ 3,060	利子
4 繰 越 金	833,717	833,717	0	前年度繰越金
合 計	4,406,000	4,392,740	△ 13,260	

2 支出

(単位:円)

項 目	本年度予算額	決算額	比 較 (執行残額)	摘 要
1 総 務 費	500,000	61,600	438,400	
(1) 事 務 費	100,000	12,100	87,900	卒業アルバム他
(2) 通 信 連 絡 費	100,000	0	100,000	
(3) 会 議 費	100,000	0	100,000	
(4) 旅 費	100,000	49,500	50,500	役員会等参加旅費
(5) 慶 弔 費	100,000	0	100,000	
2 事 業 費	3,450,000	2,267,188	1,182,812	
(1) 広 報 費	100,000	0	100,000	
(2) 記 念 事 業 費	0	0	0	
(3) 原 稿 作 成 費	150,000	0	150,000	
(4) 卒 業 記 念 品 費	200,000	186,648	13,352	卒業証書ホルダー
(5) 学 校 助 成 費	1,500,000	580,540	919,460	褒賞金・応援タオル他
(6) 積 立 費	1,500,000	1,500,000	0	記念事業費積立
3 予 備 費	456,000	0	456,000	
合 計	4,406,000	2,328,788	2,077,212	

3 収 支

収入済額	支出済額	差引残額	摘 要
4,392,740	2,328,788	2,063,952	通帳残額

4 積立費

	本年度積立額-A	令和3年度末の 積立総額-B	令和4年度中の 定期預金利息-C	令和4年度末の積立総額 A+B+C
積立費	1,500,000	9,001,758	144	10,501,902

令和4年度

宮城県仙台南高等学校同窓会

会計監査報告書

宮城県仙台南高等学校において、令和4年度収支決算について関係諸帳簿を厳正に監査した結果、会計処理及び証拠書類等は正確で、適正な執行と認められたことを報告します。

令和5年9月9日

宮城県仙台南高等学校 同窓会長 殿

監事 遠藤英信 

監事 山野公寛 

令和5年度事業計画（案）

月 日	曜日	活動内容	会 場	備考
4. 10	月	第47回入学式	仙台南高等学校	
6. 17	土	第1回役員会	仙台南高等学校	
8. 26	土	第2回役員会	仙台南高等学校	
9. 9	土	監査	仙台南高等学校	
9. 30	土	総会	仙台南高等学校	
12. 16	土	第3回役員会	仙台南高等学校	
1. 7	日	成人祝賀会	仙台南高等学校	
2月		新幹事顔合わせ	仙台南高等学校	
2. 29	木	同窓会入会式	仙台南高等学校	
3. 1	金	第45回卒業式	仙台南高等学校	

その他活動内容

- 在校生支援 全国大会東北大会出場表示板・褒賞金授与
- ホームページによる広報・同窓会会報の発行
- 卒業生へ卒業証書ホルダー贈呈
- 全校生徒へ応援タオル贈呈
- 組織の充実

令和5年度 宮城県仙台南高等学校同窓会 予算書 (案)

1 収入

(単位:円)

項 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	(参考) 前年度決算額	比 較 A-B	摘要(本年度予算説明)
1 会 費	2,998,800	3,013,200	3,003,000	△ 14,400	@3,600×833名(45・46・47回生)
2 入 会 金	552,000	556,000	556,000	△ 4,000	@2,000×276名(45回生)
3 雑 収 入	48	3,083	23	△ 3,035	預金利子
4 繰 越 金	2,063,952	833,717	833,717	1,230,235	前年度繰越金
合 計	5,614,800	4,406,000	4,392,740	1,208,800	

2 支出

(単位:円)

項 目	本年度予算額 A	前年度予算額 B	(参考) 前年度決算額	比 較 A-B	摘 要
1 総 務 費	500,000	500,000	61,600	0	
(1) 事 務 費	100,000	100,000	12,100	0	印刷用紙等事務用品 他
(2) 通 信 連 絡 費	100,000	100,000	0	0	会員連絡
(3) 会 議 費	100,000	100,000	0	0	役員会会場費 他
(4) 旅 費	100,000	100,000	49,500	0	役員会等旅費
(5) 慶 弔 費	100,000	100,000	0	0	成人式祝い 他
2 事 業 費	4,550,000	3,450,000	2,267,188	1,100,000	
(1) 広 報 費	200,000	100,000	0	100,000	総会案内新聞掲載 ホームページ維持 同窓会会報 他
(2) 記 念 事 業 費	0	0	0	0	
(3) 原 稿 作 成 費	150,000	150,000	0	0	会員原簿作成管理費
(4) 卒 業 記 念 品 費	200,000	200,000	186,648	0	卒業記念品代
(5) 学 校 助 成 費	2,500,000	1,500,000	580,540	1,000,000	褒賞金 応援タオル他
(6) 積 立 費	1,500,000	1,500,000	1,500,000	0	50周年記念に向けて定期預金管理 (令和5年度分)
3 予 備 費	564,800	456,000	0	108,800	
合 計	5,614,800	4,406,000	2,328,788	1,208,800	

3 積立金

(単位:円)

	本年度予算額 A	4年度末の 積立総額 B	5年度中の 利息(見込) C	5年度末の 積立総額(見込) A+B+C
積立費	1,500,000	10,501,902	150	12,002,052

令和5年度 役員名簿

役職	氏名 (旧姓)		任期
会長	早坂 陽	第1回生	R3～R5年度
副会長	白津 守康	第1回生	R3～R5年度
副会長 (会計)	平野 浩	第1回生	R3～R5年度
総務部長	松木 憲一	第1回生	R3～R5年度
総務副部長	寺野 悠二	第22回生	R3～R5年度
広報部長	齊藤 良太	第22回生	R3～R5年度
広報副部長	門間 菫乃 (阿部)	第21回生	R3～R5年度
学年幹事	古積ひろみ (榊)	第1回生	R3～R5年度
学年幹事	高橋 美和 (岩城)	第1回生	R3～R5年度
学年幹事	石田 孝徳	第1回生	R3～R5年度
学年幹事	八矢 浩	第3回生	R3～R5年度
監事	遠藤 英信	第1回生	R3～R5年度
監事	山野 公寛		R3～R5年度
参 与	駒木 康伸 校長		
	白津 守康 PTA会長		
	鈴木 潤一 前PTA会長		
事務局	事務局長	松平 賢 (教頭)	
	事務局員	前野 周一 (教諭)	
	会 計	富田 裕之 (事務室長)	

宮城県仙台南高等学校同窓会会則

【名称】

第1条 本会は、宮城県仙台南高等学校同窓会と称し、事務局を同校内に置く。

【目的】

第2条 本会は、第4条に定める会員をもって組織し、会員相互の親睦を厚くすると共に、母校の発展を助成し、あわせて在校生に対する激励を行うことを目的とする。

【事業】

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦を図る事業
- 2 会報(ホームページ等)及び会員名簿の管理
- 3 母校の振興に関する援助(支援)事業
- 4 本会会員の慶弔に関すること
- 5 その他本会の目的達成に必要な事項

【会員】

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 宮城県仙台南高等学校卒業生
- 2 準会員 本校に在籍している生徒、または本校に籍を置いた者で執行部の認めたる者
- 3 特別会員 正会員以外で本会の推薦を受けた者及び母校の教職員並びに旧職員

第5条 会員は身上に異動があった場合は、その旨を本会に届けるものとする。また、会員が死亡の場合は、その家族が本会に届けるものとする。

【役員】

第6条 本会に次の役員を置き、任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

- 1 会長(1名)
 - 2 副会長(2名)
 - 3 総務部・広報部(各部長1名、副部長1名以上)
 - 4 監事(2名以上)
 - 5 学年幹事(各回生若干名)
 - 6 各支部会長(支部会が存在する場合)
- (2) 会長・副会長及び総務部・広報部長をもって執行部会を構成し、本会における諸般の事情の諸般の事案を協議する。
- (3) 役員に欠員が生じた場合はその補充をしその任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会は仙台南高校に事務局を置き、校長が推薦し会長が委嘱した事務局長1名、事務局員を若干名置く。

- (2) 本会の会計業務全般を事務局に委託するものとする。会計業務に関しては校長が推薦し会長が委嘱した事務室長がこれにあたる。
- (3) 事務局は本会との連絡等庶務を掌る。
- (4) 年1回定期監査を実施し適正な会費管理・運用を行う。

【役員を選出】

第 8 条 会長及び副会長は総会に諮り、正会員より選出する。

第 9 条 総務部・広報部の正副部長及び監事は会員の中より会長がこれを委嘱する。学年幹事は、卒業時にクラス毎に選出されたクラス幹事より選出する。

【役員の仕事】

第 10 条 会長は会務を総括し本会を代表する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。また、副会長 1 名は会計を担当する。
- (3) 執行部会は、本会における諸般の事業を協議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査し総会で報告する。
- (5) 会計(副会長)は、本会の会計を事務局と協力し会長の命を受け執行する。
- (6) 事務局長、事務局員は、会長の命を受け会務の執行にあたる。

【参加・顧問】

第 11 条 本会に参加・顧問を置くことができる。参加及び顧問は会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。参加には母校校長を推戴することができる。顧問には本会に長年功労のあった者を会長が総会に諮り推戴する。

【総会】

第 12 条 総会は毎年 1 回会長が招集し定期総会を開催する。

- (2) 執行部会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

第 13 条 次の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 会則の変更
- 2 役員を選任と推薦
- 3 会務及び決算の報告と承認並びに事業計画と予算の承認
- 4 別に定める内規
- 5 その他の必要事項

【議事の成立】

第 14 条 総会及び役員会、並びに執行部会の議事は出席者の過半数によって可否を決定し、可否同数の時は会長がこれを決する。

【役員会】

第 15 条 役員会は随時開催し、議長は会長は務める。

- (2) 役員会の招集範囲は、会長が決定し連絡・招集する。

【支部】

第 16 条 必要な地区に支部会を設けることができる。支部会則等は別に定める。

- (2) 支部会を設けたときは、直ちに報告し、役員会、総会で報告する。支部会は年一回その活動について総会で報告する。
- (3) 支部会を設けたときは、その支部会の責任者として支部長を置き、その支部会の会務を掌握し、支部会運営にあたる。

【同期会】

第 17 条 親睦を図るための同期会は、学年幹事を中心に行うものについてのみ本会は支援を行う。実施の旨を事前に本会に連絡し、実施後は次年度の総会で報告する。その際本会より 2 万円を助成できる。

【会計】

第 18 条 本会の経費は、準会員が在籍中に収める在校会費・入会金その他その他の収入を以てこれに充てる。

第 19 条 在校会費として在学中に月額 300 円を納入する。また、新入会員は入会費 2,000 円を別に納入する。

第 20 条 寄付金は、本会基本金に組み入れるものとする。但し、用途を指定した物についてはこの限りではない。

第 21 条 基本金及び基本財産(基本金の積立金)は、会長がこれを管理する。

第 22 条 基本金及び基本財産の使用に係る緊急時は役員会の決議を経て支出し次回の総会の承認を受けるものとする。

【会計年度】

第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【慶 弔】 会員に禍福があった場合は、会長は慶弔の意を表わすものとする。慶弔規定は別に定める。

《附則》

1 会務執行上の細則は別の内規として定める。内規については、総会において承認を受ける。

2 平成 27 年 3 月 28 日一部改正

3 平成 28 年 8 月 15 日より施行する。

4 平成 30 年 10 月 14 日より施行する。

5 令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

5 令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

会務執行上の内規

第1条 同窓会役員が、同窓会役員会及び会長が招集した会議等に参加した場合、下記の会議費、交通費等を支給する。

- ① 交通費(旅費):一人一律1回当たり1,500円を支給する。
但し、会議等開催地まで1,500円以上を要する場合には、差額の実費を支給する。
- ② 会議費(負担金等):各会議において茶菓子代及び弁当代として1,000円以内の現物を支給する。
但し、支部会及び同期会等に参加しなければならない場合は全額を補助する。
- ③ 役員日当:現金の日当支給は行わない。
- ④ 出張旅費:役員が同窓会長命令により校務的な出張をした場合、実費にて精算する。

<附 則>

本内規は、平成30年7月24日役員会の決議によりこれを定め、平成30年度から施行する。
令和元年10月13日一部改正

宮城県仙台南高等学校 準会員(在校生)褒賞・支援規定

【目的】

第1条 本規定は宮城県仙台南高等学校同窓会準会員(在校生)が母校の校訓である「英知」・調和・自律」の気風を身に体し学業及び特別活動の振興発展の顕著な功績があった生徒個人、団体に支援することを目的とする。なお、顕著な功績とは以下のとおり。

- (1) 各種大会・コンクール 宮城県大会を勝ち抜き東北大会以上に出場した場合等
- (2) その他 生徒の模範として推奨するに値する善行等のあった場合

【表彰の方法】

第2条 表彰は本会名での横断幕による表彰及び褒賞金を授与する。但し、褒賞金は以下のとおり。

- (1) 団体 30,000 円を給する。
- (2) 個人 5,000 円を給する。

【表彰者の推薦】

第3条 表彰者の推薦は校長が同窓会長に推薦する。

【表彰者の決定】

第4条 同窓会長は、前条の推薦に基づき決定する。

【支援負担金】

第5条 在校生が部活動において主催イベント及び参加大会にて運営費の支援を申し出た場合、同窓会より運営費の協賛金または支援金を給付して、母校の部活動の振興発展に寄与する。なお、給付後は役員会へ報告することとする。

ただし、支援金が 50,000 円を超える場合には役員会の決議を得るものとする。

【経費負担】

第6条 本表彰に係る経費については該当年度の本会経常費より負担するものとする。

<附 則>

本内規は平成 30 年 10 月 14 日より施行する。

令和元年 10 月 13 日 一部改正

令和 4 年 10 月 29 日 一部改正

宮城県仙台南高等学校 同窓会慶弔規定

【名 称】

本規定は、宮城県仙台南高等学校同窓会慶弔規定と称する。

【目 的】

本会役員及び準会員並びに特別会員の慶弔に際し、本会の名においてその意思を表わすものとする。

【慶祝に関する規定】

第1条 本会役員の離任に際しては下記の規定により、餞別またはそれと同等の記念品を贈る。なお、永年勤続者及び功績のあった者に対しては感謝状を贈ることができる。

i 勤続年数 10年以上 10,000 円
ii 勤続年数 5年以上 5,000 円

2) 特別会員の離任に際しては下記の規定により、餞別またはそれと同等の記念品を贈る。

i 勤続年数 10年以上 5,000 円
ii 勤続年数 10年未満 3,000 円

【弔意に関する規定】

第2条 本会役員及び準会員並びに特別会員の死亡に際しては下記の規定によりその弔意を示す。

- 2) 本会役員の死亡の際には、弔電を贈ることができる。
- 3) 準会員の死亡の際には、弔電を贈ることができる。
- 4) 特別会員の死亡の際には、弔電を贈ることができる。

第3条 前第1、2条各項目については、別途考慮することもある。

<附 則>

1 本内規は令和2年4月1日より施行する。